令和7年度 特別支援教育 全体計画

豊島区立明豊中学校

○教育基本法 第4条「機会均等」 ○障害者基本法

第14条

学校教育法 第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、教育上特別の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

○豊島区教育ビジョン (第 II 期) [基本方針 5]一人一人を 大切にする教育の推進 [基本施策 1]特別支援教 育の充実



特別支援教育の目標

教育相談委員会を軸に置き、連携型個別指導計画・個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の充実を図る。生徒に1人1人に適切な支援を行うとともに、副籍制度による交流及び共同学習を計画的に実施し、全ての生徒が豊かに生きる特別支援教育を実施する。



1. 校内支援体制

- (1) 特別な支援を要している生徒にいち早く気付き、実態を把握するとともに、個別の支援シートの立案や評価、学級担任への指導の支援方策の検討等を行う。
- (2) 構成委員は校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、各学年コーディネーター、養護教 諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別指導教室巡回指導教員、特別 支援教室専門員とする。
- (3) 隔週開催。その他、必要に応じて行う。

2. 令和7年度 就学支援シート→個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の活用

- 3. 校内研修会と教育支援員の活用
- ○就学支援シートの受理人数・内容を把握する
- ○令和7年度個別の教育支援計画(学校生活支援 シート)を活用し、学級担任をはじめとする教 員の生徒対応に活かす
- ○年度始めに、支援を必要とする生徒理解の場を 設け、全教職員の共通理解を図る
- ○個別の教育支援計画(学校生活支援シート) に基づく支援会議を学期に1回は実施する

4. 交流及び共同学習の取組内容

○副籍制度によるもの(東京都立王子特別支援学校)



【1学期活動計画】

- ・支援を要する生徒の実態把 握、支援方法の検討
- ・連携型個別指導計画(1学期)の作成・検討・評価
- ・個別の教育支援計画(学校生活支援シート)の作成
- ・計画に基づいた支援・指導
- ・教育相談委員会の実施

【2学期活動計画】

- ・計画に基づいた支援・指導
- ・連携型個別指導計画(2学 〉期)の作成・検討・評価*〈*
- ・連携型個別指導計画に基づ いた指導による生徒の変 容と経過報告
- 教育相談委員会の実施

【3学期活動計画】

- ・計画に基づいた支援・指導
- ・連携型個別指導計画(3学 ・期)の作成・検討・評価
- ・個別の教育支援計画(学校 生活支援シート)の見直し
- ・次年度の支援方法の検討
- 教育相談委員会の評価・検討